

# おかやま旅応援割

## 日帰り旅行割引適用条件詳細

### ■本事業の対象となる旅行商品

次の条件を満たす商品が対象とする。ただし、条件を満たすものであっても、社会通念上、当該商品が2地点間の移動のみを主たる目的とする場合及び地域での消費喚起にほぼ裨益しないと評価される場合を除く。

- ア 発着が共に県内であり、県境をまたがない旅程であること。
- イ 同日中に発地に戻ることが予定されている運送サービスを含むこと。
- ウ 旅行先で「運送サービスを提供する者」以外の者が提供する運送・宿泊以外の旅行サービス等を含むこと。

### 【対象例】

- ・JR団体割引乗車券と旅行先でのランチがセットになった旅行商品
- ・貸切バスの往復と果物狩り体験がセットになった旅行商品
- ・移動のレンタカーと体験型アクティビティ（ゴルフ利用等を含む）がセットになった旅行商品

### 【対象外の例】

- ①運送サービスしか含まれていないもの
  - ・鉄道乗車券+乗船券
  - ・地域周遊きっぷのみ
  - ・往復バスの乗車券のみ
- ②同日中に発地に戻ることが予定されていないもの
  - ・目的地までの片道のバス乗車券と食事
- ③地域での消費に寄与しない組み合わせ
  - ・往復の乗車券と車中でのドリンク引換券
  - ・往復のバス乗車券と現地の無料観光施設（公園等）入場

### ■旅行代金に含まれないもの

- ア 換金性の高いもの
  - ・金券類（QUOカード等のプリペイドカードやビール券・おこめ券・旅行券や店舗が独自に発行する商品券等）
  - ・鉄道の普通乗車券・特急券（指定席券等を含む）
  - ・回数券、普通航空券（往復航空券や上位クラス利用料金を含む）等
  - ・収入印紙や切手
- イ 上記のほか、県が対象商品として適切でないと認めるもの。この基準・考え方については、以下のとおり。
  - ・感染拡大防止の観点から問題があるもの
  - ・その他本事業の主旨に反するもの

### ■対象となる商品の販売者

対象となる商品を販売できる旅行会社等は次のいずれかの者とし、これらの者が、事務局から本事業に参画する事業者（以下「参画事業者」という。）として指定を受けた場合に限り、販売が可能。

### ※旅行者等

⇒岡山県内に営業所がある、第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業、地域限定旅行業、旅行業者代理業、観光圏内限定、旅行業者代理業の登録等をしている者